

平成30年度健康診断の実施対象者と第一次健診実施検査項目表

別表(1)

1.実施対象者

健診名	対象者	一部負担金	備考
1 総合健診	満30歳と満35歳以上の被保険者及び被扶養者	8,000円	年齢により1~4の健診を1つ選択
2 基本健診	満35歳未満(満30歳除く)の被保険者及び被扶養者	3,000円	
3 特定健診	満40歳以上の被扶養者	無料	
4 人間ドック	満35歳以上の被保険者及び被扶養者	補助限度額 入前 20,000円 外来 10,000円	
5 歯科健診	被保険者及び被扶養者	500円	

※年齢制限の基準は毎年度4/1から翌年3/31までとします

2.第一次健診実施検査項目表

検査項目	当健康保険組合				高医法	労安法		
	総合健診*1		基本健診*2	特定健診*3			特定健康診査	定期健診
	男子	女子						
7 糖代謝検査								
(1) 空腹時血糖	○	○	○	○	◎			
(2) ヘモグロビンA1c	○	○			◎			
(3) 随時血糖	△	△	△	△	■			
8 尿検査								
(1) 糖 半定量	○	○	○	○	○	○		
(2) 蛋白 半定量	○	○	○	○	○	○		
(3) 潜血	○	○	○	○				
9 腎機能系検査								
(1) 尿素窒素	○	○						
(2) 血清クレアチニン	○	○						
(3) 尿酸	○	○						
10 膵臓検査								
(1) 血清アミラーゼ	○	○						
11 血液系検査								
(1) 白血球数	○	○						
(2) 赤血球数	○	○	○					
(3) 血色素量	○	○	○					
(4) ヘマトクリット値	○	○						
12 眼底カメラ検査	○	○						
13 心電図検査	○	○	○					
14 胸部X線検査								
(1) (2方向)	○							
(2) (正面)		○						
喀痰細胞診								
15 消化器X線検査 (内視鏡への切り替えも可)	○	○						
16 腹部超音波検査	○	○						
17 便潜血(免疫学的検査-2回法)	○	○						
18 婦人科検査								
(1) 乳房検査								
(ア) マンモグラフィ					○			
(イ) 超音波検査					○			
(2) 子宮検査					○			
実施検査項目数	39	41	21	15~17	14	6		

(1)平成30年度における当組合の健診の主な変更点

- ①問診時の特定健診標準的な質問票の一部見直し
- ②肝・胆道系検査のZTTとTTTを削除
- ③血中脂質検査にNon-HDLコレステロールを加える
- ④糖代謝検査の血糖検査は空腹時血糖をやむを得ず実施できない場合は随時血糖(△)により行うこととする
- ⑤乳房検査の視触診については原則廃止とする

(2)「高齢者の医療の確保に関する法律」の特定健康診査の詳細検査は医師の判断により次の項目を実施します

- ①赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値・心電図検査・眼底カメラ・血清クレアチニン
- ※1.中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロール(●)に代えてNon-HDLコレステロール(●)《総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの》で評価を行うことができる
- ※2.空腹時血糖(◎)とヘモグロビンA1c(◎)はいずれかを実施
- ※3.やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1cを測定しない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖(■)により血糖検査を行うことができる

(3)「労働安全衛生法」の定期健診における省略可能な検査項目(医師の判断による)

- ①身長は20歳以上省略可
- ②腹囲は次の(ア)~(イ)に該当する場合は省略可
 - (ア)40歳未満(35歳除く)
 - (イ)妊娠中の女性その他の場合であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された場合
 - (ウ)BMI(体重(kg)÷身長(m)²)が20未満の場合
 - (エ)自ら腹囲を測定し、その値を申告した場合(BMIが22未満の場合に限る)
- ③聴力は45歳未満(35歳除く)の場合はオーディオメータ以外の方法で実施可
- ④次の検査項目は40歳未満(35歳除く)は省略可
 - (ア)AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)・中性脂肪・HDL-コレステロール・LDL-コレステロール・赤血球数・血色素量・心電図検査
- (イ)糖代謝検査は空腹時血糖と随時血糖のいずれかを実施。

なお、ヘモグロビンA1cは医師が認めた場合に行うことが望ましい
- ⑤胸部X線検査は40歳未満(20歳・25歳・30歳及び35歳除く)で次の(ア)及び(イ)のどちらにも該当しない方については医師が必要でないと認めるときは省略可
 - (ア)感染症法で結核にかかる定期の健康診断の対象とされている学校・医療機関社会福祉施設等の労働者
 - (イ)じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者
- ⑥喀痰検査は次の(ア)(イ)に該当する場合は省略可
 - (ア)胸部X線検査で所見のない場合は省略可
 - (イ)(3)の⑤に該当する場合は省略可